

○経済産業省令第十五号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第二十条の規定に基づき、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月十四日

経済産業大臣 世耕 弘成

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

	改 正 後	改 正 前
（国際予備審査の開始の延期の請求）		
第五十三条の二 国際予備審査を請求した出願人は、規則 ¹ 69.(a)の規定に従い、特許庁長官に対し		（国際予備審査の開始の請求）

、第五十一条の二第一項に規定する期間が満了した時に国際予備審査を開始するよう請求するルニヤリ。

2 [監]

様式第21の3（第53条の2関係）

国際予備審査開始延期請求書

特許庁長官 殿

- 1 国際出願の表示
- 2 出願人（代表者）

氏名（名称）

（印）

あて名

あて名

国籍

住所

一項に規定する期間の満了前に、特許庁長官に申し、国際予備審査の開始の請求をするルニヤリ。

2 [監]

様式第21の3（第53条の2関係）

国際予備審査開始請求書

特許庁長官 殿

- 1 国際出願の表示
- 2 出願人（代表者）

氏名（名称）

（印）

あて名

あて名

国籍

住所

3 代理人

氏 名

印

あ て 名

4 国際予備審査開始延期請求の趣旨

〔備考〕

1 「国際予備審査開始延期請求の趣旨」の欄には、第51条の2第1項に規定する期間が満了した時に国際予備審査を開始するよう希望する旨を記載する。

2 [略]

様式第21の4（第53条の2関係）

REQUEST TO POSTPONE START OF

INTERNATIONAL PRELIMINARY EXAMINATION

3 代理人

氏 名

印

あ て 名

4 国際予備審査開始請求の趣旨

〔備考〕

1 「国際予備審査開始請求の趣旨」の欄には、第51条の2第1項に規定する期間の満了前に国際予備審査を開始することを希望する旨を記載する。

2 [略]

様式第21の4（第53条の2関係）

REQUEST FOR START OF INTERNATIONAL

PRELIMINARY EXAMINATION BEFORE

UNTIL EXPIRATION OF THE APPLICABLE

THE APPLICABLE TIME LIMIT UNDER RULE 5

TIME LIMIT UNDER RULE 54bis.1(a)

4bis.1(a)

To:Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Appl

ication

2 Applicant (Common Representative)

Name:

(EP)

Address:

Country of nationality:

Country of residence:

3 Agent

Name:

(EP)

Address:

To:Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Appl

ication

2 Applicant (Common Representative)

Name:

(EP)

Address:

Country of nationality:

Country of residence:

3 Agent

Name:

(EP)

Address:

<p>4 Request to Postpone Start of International Preliminary Examination</p> <p>〔備考〕</p> <p>1 「Request to Postpone Start of International Preliminary Examination」の欄には、第51条の2第1項に規定する期間が満了した時に国際予備審査を開始するよう希望する旨を記載する。</p> <p>2 「略」</p> <p>備考 振手の〔 〕の記載は想定できません。</p>	<p>4 Request for Earlier Start of International Preliminary Examination</p> <p>〔備考〕</p> <p>1 「Request for Earlier Start of International Preliminary Examination」の欄には、第51条の2第1項に規定する期間の満了前に国際予備審査を開始することを希望する旨を記載する。</p> <p>2 「略」</p>
---	---

1 リの細令は、伊程況年七八月一日からの施行である。

(施行期日)

(経過措置)

2 この省令による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第五十三条の二の規定は、この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後にする国際予備審査の請求について適用し、施行日前にした国際予備審査の請求については、なお従前の例による。